

熊本市営繕工事・業務等におけるウィークリースタンス実施要領

制定 令和3年(2021年)3月24日 営繕課長決裁

改正 令和6年(2024年)6月13日 公共建築部長決裁

改正 令和7年(2025年)3月25日 公共建築部長決裁

改正 令和8年(2026年)1月7日 公共建築部長決裁

1 目的

平成31年(2019年)4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行され、令和6年(2024年)4月1からは建設業を含む全ての業種で時間外労働の罰則付上限規制が適用されている。

については、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事(ウィークリースタンス)を目標として定めることで、計画的に業務及び工事を履行することにより、業務及び工事を円滑かつ効率的に進め、働き方改革をより一層推進することを目的とする。

2 対象業務及び工事

原則として、本市が発注する営繕工事(建物の新改築、修繕工事などの建築工事総称)に係る建設コンサルタント業務等(地質調査、設計、調査・計画、点検、発注者支援業務)及び本市が発注する営繕工事を対象とする。ただし、設計金額が熊本市契約事務取扱規則(昭和39年4月1日規則第7号)第14条の2第1号に定める額以下の業務及び工事は、その対象としない。

3 取組内容

(1)受発注者間相互の取組は以下のとおりとする。

- ① 会議・打合せはWeb会議等の活用に努める
- ② 事故や災害等の緊急時を除き、メールや情報共有システムを含め業務時間外の連絡をしないよう努める
- ③ 受発注者間でノー残業デーを情報共有する
- ④ 休日明け(土日が休日の場合は月曜日)を依頼の期限日としない
- ⑤ 週1回以上は定時に帰る日を設ける
- ⑥ 休日前(土日が休日の場合は金曜日)に依頼しない
- ⑦ 勤務時間外に会議・打合せをしない
- ⑧ その他、取組が必要と思われる内容

4 進め方

(1)発注者はウィークリースタンスの対象であることを業務委託概要書又は工事施工条件(現場説明書)に明示する。

(2)初回打合せ時に、3(1)④～⑧のうちから実施する取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、2項目以上「別紙1 ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ)」に記録する(①～③は必ず実施する)。

(3)中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

(4)災害時のやむを得ない緊急事態対応については取組の対象外とする。

(5)成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善等)を受発注者双方で確認し、「別紙2 ウィークリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に整理する。

附則

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年(2026年)2月26日以降に契約依頼を行う案件から適用する。